

第九十二回 帝國議會 貴族院 証券取引法案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

○証券取引法案

○日本証券取引所の解散等に関する法律案

○會計法等の特例に関する法律案

昭和二十二年三月八日(土曜日)午前  
十時十一分開會

○委員長(男爵周布兼道君) 開會致します、本日は昨日日本委員會に付託されました會計法等の特例に関する法律案に付きまして、最初に政府の説明を煩はしたいと思ひます

○政府委員(北村徳太郎君) 會計法等の特例に関する法律案提出の理由に付きましては、本會議に於きまして御説明を申し上げましたのでございませうが、此の席上更に其の理由を簡単に御説明申し上げたいと思ひます、此の法律に依りまして會計法等の特例を設けようと思ひますものは、豫算の形式に關する會計法第八條第一項に對する特例、豫備金の區分に關する會計法第九條の特例と、特別會計歳入歳出豫算の議會提出時期に關する各特別會計法に對する特例の三點でございませう、先づ豫算の形式に關する特例に付て申し上げますが、會計法第八條第一項に依りますると、歳入歳出の總豫算は經常、臨時の二部に大別し、更に之を款項に區分することになつて居るのでございませうが、經常、臨時の二部に大別すること、最近の狀況に於きましては、兩者の限界を具體的に各經費に付て決定することが困難でございませうし、且經常歳入と經常歳出、臨時歳入と臨時歳

出の間に權衡を取ると云ふことも、現在の如く臨時歳出の増大致しました狀況ではございませう其の意味がなくなりまして、寧ろ國家の職能に應じてまして部に大別して、更に款項に區分し、歳入歳出の眺み合せも、例へば公債、借入金、の收入と、公共事業費出資、及び終戦處理費との間に於て考へる方が適當と存せられるのでございませう、又從來は歳出を各省の所管の下に款項を分けたのでございませうが、之を更に一步進めまして、部局別、即ち例へば本省ならば局位の單位に迄分けまして、項毎に内容を説明し、之に其の部局の經費の部、款、項別を添付すること致しまして、豫算を平均に致さむとするものでございませう、次に豫備金の區分に關する特例に付てございませうが、會計法第九條は、豫備金を第一豫備金、第二豫備金に分つことを要求して居るのでございませうけれども、現在の實情より見ますれば、豫算超過支出と豫算外支出との區分は相當恣意的なものになつて來て居りまして、兩者を區分する實益は少く、且豫備費の一體運用を妨げられる虞もございませうので、寧ろ兩者を一體と致しまして、豫備金一本で運用することが適當と存せられませうので、左様に致さむとするものでございませう、以上の二點に付きましては、政府は新なる制度の改正として、財政法中に規定する考を持つて居たのでございませうが、同法案の提出が若干遅延致します關係上、今回會計法第八條第一項及び第九條の規定に對する特例を

設けまして措置すること致した次第でございませう、最後に特別會計の歳入歳出の議會提出時期に關する特例に付て申し上げますが、特別會計の豫算に付きましては、各特別會計法に總豫算と共に帝國議會に提出すべき旨を規定してございませうが、昭和二十二年年度の豫算は各般の事情より致しまして、其の編成事務が相當に遅延致しまして、爲、總豫算と特別會計豫算とは同時に議會に提出することが不可能の狀況と相成りましたので、此の規定を適用しないこととする必要があるのでございませう、以上のやうな理由に依りまして、此の法律案を提出致しました次第でございませう、何卒御贊成を願ひたいと存じます

○渡邊三郎君

昨日の証券取引法案に付てちよつと

○委員(男爵周布兼道君)

今それを申し上げようと思ひました、今會計法の特例に關する御説明がございませうが、昨日に引續きまして、先づ以て昨日の証券取引法案外一件に付て先に御質問を繼續したいと存じます、宜しうございませう

○渡邊三郎君

此の法案が出來て、一番對象になるものの財閥の株と、今度の財産税の關係で相當證券が出る譯でございませう、之を政府の方ではどんな御考で之を一般に出す何か特別な御計畫でもございませうのでありませうか、或は特別な資金を出して、財團を作つてどうすると云ふやうな御考はございませうか、それをちよつと

○政府委員(男爵周布兼道君)

御答へ申上げます、財閥の體態とか又財産税關係等に於きまして、大體百數十億から二百億位の有價證券が處分しなければならぬやうな事態に立到つて居ると思はれるのでございませう、之を任意に、勝手に、色々なことになりませうと云ふ

と思はぬ事情も斯う云ふ狀況でございませうし、又經濟界に思はざる波紋を起すやうなことも相成りますので、御承知のやうに先般の議會に於きまして御協贊を得ました有價證券の處分の調整等に關する法律に基きまして、有價證券處理調整協議會と云ふのを設けること致しまして、大量の株を處分しなければならぬ政府でありますとか、或は特殊整理委員會、或は特別經理會社、其の他のものが集りまして、それ等の株を有價證券處理協議會に集中致しまして、處分計畫を立てまして、合理的に、其の協議會に於きまして計畫的に逐次經濟界の情勢を見つづ、それ等の株を處分して行く、斯う云ふ風な機關が今出來つゝあるものでございませう、それを中心と致しまして、先程申し上げましたやうな有價證券を處分致して行きたいと存じて居ります、尙其の處分の行き方でありませうが、廣く國民大衆に健全なる投資物としての是等の有價證券を分布致させたいと云ふ考から致しまして、例へば特別經理會社の保有株、或は財閥會社等の保有株を處分致します場合に於きまして、或は從業員の方々であるとか、或は工場其の他の所在地の地方の方々である

とか云ふのを先づ優先的に御持ち願ふ計畫を立て、行きたい、又廣く國民全部に御持ち願ふやうにやつて行きたい、斯様に存じて居ります、尙今回御審議を御願ひ致して居ります證券取引法の關係に於きまして、諸君有價證券處理調整協議會の方は有價證券、殊に株式の大量の處分を必要とする機關が集りました所謂賣方の機關と云ふことに相成る譯でございませう、それを受けて、取引機構其の他が、今回の法案に於きまして整備致されて参りますならば、丁度水が低きに流れるやうにと申しますか、適當な所にそれを配分致しまするチャンネルが此處で整備致されて來る、斯う云ふやうな仕組に相成らうかと存じて居ります次第でございませう

○渡邊三郎君

今の御説明で能く拜承致しましたが、會社の株に依りまして、興業株あたりは、其の株の分布がうまく参りますれば兎も角も、是非非常に心配することですが、それに依つて或場合に於ては、端的に申しますると、労働組合であるとか何と云ふとか、或はそれに金が無いとか云ふことであれば、政府が金を貸してやると云ふやうなことが出來ませう場合が、良い所ならば宜しうございませうが、今の組合、組合を悪く言ふ譯ではございませぬが、不健全な組合もある、或場合に於ては二三の特別な考を持つて居る人に指導されて來る組合の機關、斯う云ふ從業員に分つことは結構であります、是が矢

張り産業の復興であるとか、証券を公平に分けて其の事業を發達させるとか云ふやうな目的と或は稍々反するやうなことに於けるが、非常に事業をやつて居る者は困るのではないか、此の點に付ては、御當局も只今の審議會が御出来になりましたならば、唯徒らに公平に分つとか、或は今日のはやりものの細い邊りに非常に壓迫されてどうするとか云ふやうなことは、一つ特に御考慮願ひたいと云ふやうな希望を持てますので、宜しく御願ひ致します。

○政府委員(榎田光男君) 組合と申しますか、從業員の方々に、例へば處分株の三分の一程度は出来れば御持ち願ふと云ふ風なことがあらうかと存じます。是は何處迄も個人として御持ち願ふのでありまして、組合とか法人、團體が株主になると云ふ譯のものではないのでございます。尙先般の有價証券處理調整に關する法律案の御審議の際にも申上げた次第でありました。制限會社に關しては、御持願ふ場が、從業員の方々に株を御持ち願ふ場合に於きまして、從業員の方々が資金に差當り困つて居られるやうな場合に於きましては、特定の金融機關をしてそれを融通せしめる、其の特定の金融機關は勅令の定むると云ふことになつて居りますが、大體に於きまして復興金融庫を豫定致して居るのであります。先般議會を通過致しました場合に於きまして、衆議院に於きまして附帶決議が附いて居りまして、從業員

に圓滑に株を持つて戴くやうな場合に於きましての金融に付て政府が十分に之が面倒を見るやうにと、斯う云ふ工合な附帶決議が附いて居るやうな次第でございます。政府と致しましては、先般の法律並に別途勅令であります。制限會社に關する株式等の保有制限に關する勅令の趣旨にも則りまして、從業員の方々が健全なる株主として之を保有せられますやうに、其の爲には有らゆる努力を致したいと云ふ風に考へて居る次第でございます。

○黒田英雄君 証券取引法案に付ては、御尋ねしたいのですが、此の法律は証券取引法案と云ふものが、ちよつと私内容を見ますと云ふと、此の第一條に、「國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため」と云ふやうなことがありまして、所謂証券取引所の仕事と云ふ外に、矢張り株券とか、或は社債券の發行、それを引受ける者の保護と云ふやうな意味で、取引所に關係なく一般會社の株式募集とか、或は社債と云ふものも、取締と申しますか、監督と申しますか、政府でこれを此の法律に依つて届出をせしめて、さうしてそれを調べて一般のそれを應募する者を保護してやらうと云ふやうな趣旨で出来て居るものであります。六條にも、株式又は社債を發行するには届出をせしめらるゝと云ふことになつて居りまして、發行する株式又は社債が二十萬圓未満の場合、政府の指定する場合は是に要らないと云ふやうなことがなつて、小ざり會社の株式とか、或は社債と云ふやうなものは、場合に依つてはさう云ふものは要らないと云ふやうな規定もあるやうであります。

○黒田英雄君 御答へ申上げますと、取引と云ふことを厳密に致しますと云ふと、或は問題があるかも知れませぬが、大體に於て有價証券が或は發行と言ひ、賣買と言ひ、其の他言ひましても、要するにホルダーが變つて行くに申しますか、さう云つたやうな關係のもの一切を總稱致しまして、一應分り易く致します意味に於きまして取引と云ふ言葉を使ひました次第でございます。

○政府委員(榎田光男君) 組合と申しますか、從業員の方々に、例へば處分株の三分の一程度は出来れば御持ち願ふと云ふ風なことがあらうかと存じます。是は何處迄も個人として御持ち願ふのでありまして、組合とか法人、團體が株主になると云ふ譯のものではないのでございます。尙先般の有價証券處理調整に關する法律案の御審議の際にも申上げた次第でありました。制限會社に關しては、御持願ふ場が、從業員の方々に株を御持ち願ふ場合に於きまして、從業員の方々が資金に差當り困つて居られるやうな場合に於きましては、特定の金融機關をしてそれを融通せしめる、其の特定の金融機關は勅令の定むると云ふことになつて居りますが、大體に於きまして復興金融庫を豫定致して居るのであります。先般議會を通過致しました場合に於きまして、衆議院に於きまして附帶決議が附いて居りまして、從業員

○黒田英雄君 証券取引法案に付ては、御尋ねしたいのですが、此の法律は証券取引法案と云ふものが、ちよつと私内容を見ますと云ふと、此の第一條に、「國民經濟の適切な運営及び投資者の保護に資するため」と云ふやうなことがありまして、所謂証券取引所の仕事と云ふ外に、矢張り株券とか、或は社債券の發行、それを引受ける者の保護と云ふやうな意味で、取引所に關係なく一般會社の株式募集とか、或は社債と云ふものも、取締と申しますか、監督と申しますか、政府でこれを此の法律に依つて届出をせしめて、さうしてそれを調べて一般のそれを應募する者を保護してやらうと云ふやうな趣旨で出来て居るものであります。六條にも、株式又は社債を發行するには届出をせしめらるゝと云ふことになつて居りまして、發行する株式又は社債が二十萬圓未満の場合、政府の指定する場合は是に要らないと云ふやうなことがなつて、小ざり會社の株式とか、或は社債と云ふやうなものは、場合に依つてはさう云ふものは要らないと云ふやうな規定もあるやうであります。

○黒田英雄君 取引と云ふ言葉がどう云ふ意味を持つて居るか判然と私に理解出来ないうえに、賣買するとか云ふことは無論取引になりませぬが、唯株式を發行して應募すると云ふ風な場合も矢張り証券の取引と云ふことに入るのですか。

○政府委員(榎田光男君) 此の二十萬圓未満の問題であります。大體一回の金額が二十萬圓未満であります。又件數も非常に多からうと思ひますが、少額でありますので、一應届出を必要としないやうに致した次第であります。例へば五回に分けて、十九萬圓づつやれば、大體百萬圓近くなるやうなことが出来て來ます。其のやうな場合が相當頻繁に行はれるやうな形勢がものに依るとあらうかと思ひます。さう云ふ場合に於きましては、矢張り是は届出を致させまして、さうして公衆大衆の爲に、何と申しますか、此の會社の發行者の自身を……俗な言葉で申上げて恐縮であります。硝子箱の中に入れてと云ふことに致させなければならぬかと存じまして、さう云ふ場合を留保致しまして、二十萬圓未満のものに原則としては届出を必要としないのであります。場合に依りまして政府が指定致しました場合には届出をしなればならないと云ふ風な規定を設けた次第であります。

○黒田英雄君 原則としてと云ふのは……原則は届出なくても宜いと云ふのが原則なんでありませぬが、指定する場合は届出なくても宜い、原則としては届出ることになるのですか、それから先程御尋ねした二十萬圓未満の少額でも矢張り株式取引所で上場すると云ふやうなことはあり得るのですか。

○政府委員(榎田光男君) 二十萬圓未満の少額のものであります。株式取引所に上場するかしないかは後の方の規定にございます。通し証券取引所の規定にございまして、それを政府に届け出させ決まして、それを相成つて居ります。今度新たに出来ませぬ証券取引所が決定する譯であります。大體に於きまして二十萬圓未満のやうな少額のものに付きましては、大體上場されない場合が多いのではないかと云ふ風に感ぜられます。が、地方的にはどう云ふことに相成りますか、何とも申上げ兼ねる次第であります。

○黒田英雄君 ちよつと私先程御質問したのは讀み違へたやうですが、今但書は二十萬圓未満であつて、政府が指定する場合は届出なくても宜いと云ふのですから、二十萬圓未満のものは原則として届け出なくちやならぬのぢやないですか。

○政府委員(榎田光男君) 先程私は逆に申上げたやうな感じになりました。が、二十萬圓未満は原則として政府に届け出なければならぬのでございませぬ。未滿であつても但し政府の指定する場合は此の限りでない、届け出なくとも宜しいと云ふのが法文の解釋であります。其の通りでございますが、唯私の申上げました趣旨は政府の指定の仕方をちよつと申上げまして、大體に

○黒田英雄君 原則としてと云ふのは……原則は届出なくても宜いと云ふのが原則なんでありませぬが、指定する場合は届出なくても宜い、原則としては届出ることになるのですか、それから先程御尋ねした二十萬圓未満の少額でも矢張り株式取引所で上場すると云ふやうなことはあり得るのですか。

○政府委員(榎田光男君) 二十萬圓未満の少額のものであります。株式取引所に上場するかしないかは後の方の規定にございます。通し証券取引所の規定にございまして、それを政府に届け出させ決まして、それを相成つて居ります。今度新たに出来ませぬ証券取引所が決定する譯であります。大體に於きまして二十萬圓未満のやうな少額のものに付きましては、大體上場されない場合が多いのではないかと云ふ風に感ぜられます。が、地方的にはどう云ふことに相成りますか、何とも申上げ兼ねる次第であります。

於て二十萬圓未満の小さなものは届出を必要としない場合が多いだらうと思ひますが、先程申上げましたやうな、色々な事例がございますので、從ひまして届出をして貰はなければならぬやうな場合もあらうかと、まあ實際の問題はあらうかと云ふことをちよつと申上げたのであります、法律上は原則としては何處迄も株式なり社債なりの發行を致します場合に於きまして、發起人なり取締役なりは届出をしなればならぬのであります、唯二十萬圓未満に付きまして政府は例外を設けることが出来る、斯う云ふ意味であります

○黒田英雄君 さうであらうと思ふのですが、さうしますと、先程政府はどうかと御尋ねしたのに、御答へは、分割して拂込むものがあるからと云ふやうな御話であつたのですから、それは寧ろ届出出制の方の原則の方に入る問題であつて、例外として届出出なくても宜いと云ふのは政府が指定されるのでありますから、其の御指定の方針を伺ひたいのですが……

○政府委員(橋田光男君) 私先程ちよつとこんなにかつたやうな御答辯になりました、恐縮であつたのでございませうが、大體に於きましては、二十萬圓未満のやうな少額のものでありますれば、届出出なくても宜しいと云ふ風な指定を致したらどうかと今考へて居る譯であります

○黒田英雄君 さうすると云ふと、指定の規定は何か命令で定められることだらうと思ふのですが、其の命令は寧ろ此の法律のなとは反對に、原則として届出出なくても宜いと云ふ風にし

て、斯う云ふ場合は届出出ると云ふやうな反對の命令を御拂へになることなる譯ですな

○政府委員(橋田光男君) 反對と云ふとなんでありますが、書き方に依るのであります、合せまして二十萬圓を越えるやうな場合を除いて、其の一回の金額が二十萬圓未満であり、而も残高が、社債などは残高であります、二十萬圓未満であるやうな場合には、届出出なくても宜しいと云ふやうな風なことにでも相成らうかと思ひます、さう云つたやうな小さな會社に付きましては、從ひましてまあ届出出なくても宜いやうなことに指定すると申上げましたのは、さう云ふ件数が多くなると云ふ意味で申上げたのであります

○黒田英雄君 さうしますと、此の法律の書き方では實行される御考とはどうも違ふやうに思ふのですが、さう云ふ御考なら寧ろ但し二十萬圓未満の場合に付ては、政府の指定する場合には届出出なくちやならぬと云ふ風に寧ろ書かれる方が其の御考に合ふやうに思ふのですが、書き方と實行されるのがどうも違ふやうに思ふのですが、まあ併しそれ以上は意見ですから、御答辯は要しませぬけれども、さう云ふ風に私は考へます

○政府委員(橋田光男君) 私が最初に申上げましたのが、非常に分りにくいやうな表現を用ひたことに相成りました、大體恐縮に存じて居ります、先程申上げましたやうに、其の指定の書き方なのであります、まあ相當廣い指定が行はれることになるのではないかと云ふことを申上げた次第でございませう、原則として届出出なくても宜いと

云ふ風に申上げたものですから、非常に間違つて、其の原則と云ふ言葉の使ひ方が悪かつたのですが、それはお詫び申上げます、原則は何處迄も届出出ないのでございませう、指定する場合は此の限りではない、唯其の指定が先程申上げましたやうな、一回の金額が二十萬圓未満であつて、尙殘額が二十萬圓未満と申しますか、さう云つたやうな場合には届出出なくても宜いと云ふ風な相當廣い書き方になるかも知れませぬ、斯う云ふ意味に御諒承願ひたいと思ふのであります、原則、法文の解釋、並びにやり方に付きまして、精神は黒田委員が仰しやいます通りでありますことを申上げて置きます

○男爵中村實之君 ちよつと伺ひます、委員会でございませう、委員会の決定したことは、是は政府は従はなければならぬと云ふか、何とか云ふことはあるのですか、或は委員会で決定したことも政府はそれを採上げて、採上げなくても宜い譯ですか、此の證券取引の委員會で決定したことは、政府は必ず御實行になる譯ですか、それとも唯是は意見を述べただけですか、其の點どうも明かでないやうに思ふのですが……

○政府委員(橋田光男君) 此の委員會に付きましては第七十八條に書いてあります通り、一號から五號の事務を致す譯でございませう、即ち「この法律施行に関する方針について審議」を致します、或は免許とか認可の方針でありますとか、さう云ふやうなことに相成る譯でございませう、第二號に「この法律に基き命令及び重要な処分について審査し、承認すること」であります、それから第三には「この法律の施行に

関する事項について調査し、必要がある場合は、関係者の意見を徴し又はその帳簿書類の提出を求めること」が出来る譯であります、四は「有價証券に関する調査を公表」致します、第五號と致しまして、この法律の施行のため必要な予算の作成に關し、必要がある場合は、その結果を内閣に報告する、まあ斯う云つた極めて重要な仕事に致す譯でございませう、それで主務大臣は此の委員會が此の法律施行に關する方針なり、重要な處分に付て審査したり、或はそれに承認を與へたりしますものを十分に尊重致しまして、之を實行する、斯う云ふことになつて居る次第でございませう

○男爵中村實之君 結局さうすると、是は必ずしも其の意見を採らないこともあり得る譯でございませう、例へば證券業者の資格でございませう、資格、純財産、之の高なんでございませう、是は此の委員會で是だけのものと決めたならば政府は其の儘それを御採りになるのか、或は政府で、是はいかぬと思へば御採りにならないのが、さう云ふ點が伺ひたいのでございませう

○政府委員(橋田光男君) 昨日の委員會でも申上げた次第でございませう、此の委員會の運営の行き方に付きまして、三人の委員が調査、審議を致す譯であります、民間等からの十分な經濟界、證券界の知識経験を御持ちの方がなられる譯であります、のみならず常時何と申させうか、關係のバブリック、ヒヤリングその他を十分に致しまして御審議御決定を願ひますやうな仕組に致したいと思つて居る譯であります、從ひまして此處で御決め下さいましたことに付ては、十分に之

を尊重して政府は實行すべきである、斯様に存じて居ります、唯、只今御設例のやうな場合に於きまして、著しく懸離れて居ると云ふ風なことは萬あるまいと存じますけれども、假りにございまして何であらうかと、只今申上げましたやうな手續なりをとつて行きます以上は、著しく其の意見なり實際なりと離れますと云ふ風なことはないであらうと云ふことを確信して居るやうな次第でございませう

○男爵中村實之君 それからは度々問題になりましたのですけれども、純資産の額の問題、それから取引所に於ける取引の種類と期限、此の問題は昨日の御答では、此の委員會の決定に待つのだ、と云ふことでもございませうけれども、政府としては矢張り相當な御構想があらうだらうかと考へて居ります、それを御洩し願へないですか、如何ですか

○政府委員(橋田光男君) 此の法律の建前と致しまして、取引委員會の機能其の御活動と云ふものに非常な期待を寄せて居るやうな實情でございませう、從ひまして只今仰しやいました取引の種類、期限と言ひますか、或は純財産額の基準等は、御承知のやうに經濟界が變轉期にあります今日に於きまして、政府部内だけの研究致して居ります所を此の席で申上げますこと、却て取引委員會が具體的に發足致しまして調査御審議を致しますやうな場合に御助けになると云ふ風なことがあります、どうかと思はれますので、昨日から差控へて居るやうな次第でございませう、勿論此の委員會が出來上りましてから委員が御審議をなさいます時には、私共が今迄調査し又色

を尊重して政府は實行すべきである、斯様に存じて居ります、唯、只今御設例のやうな場合に於きまして、著しく懸離れて居ると云ふ風なことは萬あるまいと存じますけれども、假りにございまして何であらうかと、只今申上げましたやうな手續なりをとつて行きます以上は、著しく其の意見なり實際なりと離れますと云ふ風なことはないであらうと云ふことを確信して居るやうな次第でございませう

○男爵中村實之君 それからは度々問題になりましたのですけれども、純資産の額の問題、それから取引所に於ける取引の種類と期限、此の問題は昨日の御答では、此の委員會の決定に待つのだ、と云ふことでもございませうけれども、政府としては矢張り相當な御構想があらうだらうかと考へて居ります、それを御洩し願へないですか、如何ですか

○政府委員(橋田光男君) 此の法律の建前と致しまして、取引委員會の機能其の御活動と云ふものに非常な期待を寄せて居るやうな實情でございませう、從ひまして只今仰しやいました取引の種類、期限と言ひますか、或は純財産額の基準等は、御承知のやうに經濟界が變轉期にあります今日に於きまして、政府部内だけの研究致して居ります所を此の席で申上げますこと、却て取引委員會が具體的に發足致しまして調査御審議を致しますやうな場合に御助けになると云ふ風なことがあります、どうかと思はれますので、昨日から差控へて居るやうな次第でございませう、勿論此の委員會が出來上りましてから委員が御審議をなさいます時には、私共が今迄調査し又色

を尊重して政府は實行すべきである、斯様に存じて居ります、唯、只今御設例のやうな場合に於きまして、著しく懸離れて居ると云ふ風なことは萬あるまいと存じますけれども、假りにございまして何であらうかと、只今申上げましたやうな手續なりをとつて行きます以上は、著しく其の意見なり實際なりと離れますと云ふ風なことはないであらうと云ふことを確信して居るやうな次第でございませう

を尊重して政府は實行すべきである、斯様に存じて居ります、唯、只今御設例のやうな場合に於きまして、著しく懸離れて居ると云ふ風なことは萬あるまいと存じますけれども、假りにございまして何であらうかと、只今申上げましたやうな手續なりをとつて行きます以上は、著しく其の意見なり實際なりと離れますと云ふ風なことはないであらうと云ふことを確信して居るやうな次第でございませう

色考へて居ります點もよく申上げ、御審議の參考にして戴きたい、斯う云ふ工合に考へて居りますけれども、只今申上げますのは少し時期が早過ぎはしないか、要するに私共の研究致しました點が却て委員會の方々に對しまして十分な御審議の妨げになるやうなことがあるとは思ひます、設置の趣旨に反するやうな次第でございます、左様な譯で、此處で申上げますことは御勘辨願ひたいと思ひます

○徳田昂平君 將來持株會社關係、閉鎖機關の關係、財産稅物納株式等で多數の證券が賣出されることと思ふのでありまして、其の賣出しに付きましては調整協同會に於てそれ／＼適當に取計ふと云ふことで、賣出しに付きましては完全なる機關が備はつて居るのでありますが、何分非常な多額の有價證券でありますから、是が果して圓滑に而も適當に處置せられるかと云ふことに付きましては、相當心配されるのであります、之を調整する所謂買受の何か機關と云ふやうなものを政府の方で御持へ爲さるやうな御考へがおありになるかどうか、又或は民間に於てさう云ふやうな買受の機關と云ふものを持へたやうな場合には、政府で之を援助をするか、前に事業に付ては金融の方法があるかと云ふ御説明がありました、或は他のものが或はシンジケートを拵へるとか、若くは持株會社を拵へるとか云ふやうな場合に、それを政府が援助する、或は資金を融通するとか云ふやうな御考へがありませうか、其の點を御伺ひ致したいと思ひます

○政府委員(徳田光男君) 仰しやいます通り、大量の有價證券が處分致されるのでありますから、是が圓滿に圓滑に消化致されまことに付ては、非常に私共も關心致して居る次第でございます、一括と申しますと何ですが、之を買受ける機關等に付しましての助成の問題でございますが、現在の状態に於きまして、財政的負擔になりますやうな助成方法を政府として採りますことは出来兼ねます状態にあるのであります、唯民間に於きましてさう云つたやうな機關が出来ます場合に於きまして、或は獨占禁止と申しますか、さう云つたやうな方針に反せざる限り、是が圓滑に行かれますことは、私共としても望ましいことだと考へて居る次第であります、大體の構想と致しましては、政府としては有價證券處理調整協同會に於きまして、此の有價證券が捌けませぬ場合には、差當りはじつと持つて居る外はないのではないか、差當りはまあさう云ふ工合に考へて居りまして、尙情勢の推移、經濟界の動き方等も十分に具體的に見ましてから、只今仰しやつたやうな機關の問題に付きましては尙研究を續けて行きなさい、斯様に存じて居る次第でございます

○委員長(男爵周布兼道君) 只今尙御質問がございますか、若しございませぬければ、先程政府より説明を受けました會計法等の特例に關する法律案に付ての御質問を此の際願ひたいと思ひます、尙又前二法案に付きましても、次の機會に御質問の繼續は致したいと思ひます

○瀧川儀作君 總體的の質問のやうにあり、又具體的に逐條的に御訊きになつた方もありますが、法文全部に付ては逐條的に御審議なさる御意響はありませぬですか

○委員長(男爵周布兼道君) 只今さう云ふ考は持つて居りませぬが、御諮り致しまして其の方が宜しければ、さう云ふ風に致したいと思ひます、唯何れでも御質問がございますれば、此の際願ひたいと思つて居ります

○瀧川儀作君 昨日は初めての何ですから……全體に亘つて質問することが又起つて来るのではないかと思ひますので、さう云ふ機會を與へられたら便宜ではないだらうかと斯う考へるのであります、専門的な知識を御持ちになつて居る方は、是だけ御聴きになればそれで宜い方もいらつしやるかも知れないと思ひますが……

○委員長(男爵周布兼道君) 只今御質問がございませぬければ、今日は是にて散會致しまして、月曜日の午前十時から次會を開會致したいと思ひます、本日は是で散會致します

午前十時五十五分散會  
出席者左の如し

委員長	男爵周布 兼道君
副委員長	子爵錦小路頼孝君
委員	侯爵嵯峨 實勝君
	侯爵大炊御門經輝君
	子爵土井 利章君
	男爵中村 貫之君
	男爵北大路信明君
	黒田 英雄君
	瀧川 儀作君
	河西豊太郎君
	高橋龍太郎君
	徳田 昂平君
	藍澤 彌八君
	渡邊 三郎君

政府委員  
大藏政務次官 北村徳太郎君  
大藏事務官 榎田 光男君  
同 河野 一之君  
同 伊原 隆君  
同 岡村 峻君